

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業 年度	・	・	法人名
----------	---	---	-----

第六号様式別表五の七(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2		円
当該事業年度の月数		月
調整後付加価値額 x 12 /		円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 (/100)	税額(イ)	旧税率 (/100)	税額(ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式㉗					
	年400万円以下の金額 第6号様式㉘	0 0 0		円 0 0		円 0 0
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉙	0 0 0		0 0		0 0
	年800万円を超える金額 第6号様式㉚	0 0 0		0 0		0 0
	計 + + 第6号様式㉛	0 0 0		0 0		0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉜	0 0 0		0 0		0 0
付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式㉝					
	付加価値額 第6号様式㉞	0 0 0		円 0 0		円 0 0
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式㉟					
	資本金等の額 第6号様式㊱	0 0 0		円 0 0		円 0 0
仮計		+ + 又は + +		0 0		0 0
差引		(㉚イ) - (㉚ロ)		0 0		0 0

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

が30億円以下の場合の控除額	x 3 / 4	円 0 0
が30億円超40億円未満の場合の控除額	x(3 x(40億円 -)) / 40億円	0 0

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

が30億円以下の場合の控除額	/ 2	円 0 0
が30億円超40億円未満の場合の控除額	x(40億円 -) / 20億円	0 0

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

が30億円以下の場合の控除額	/ 4	㉑	円 0 0
が30億円超40億円未満の場合の控除額	x(40億円 -) / 40億円	㉒	0 0